

**「令和 7 年度おたねにんじん利用促進事業」業務委託
公募型企画プロポーザル実施要領**

福島県会津地方振興局
福島県会津農林事務所

1 事業の目的

会津地域だけでなく、広く福島県民等に「会津＝おたねにんじんの三大生産地(福島県・長野県・島根県)のひとつ」であることを知ってもらい、関心を持ってもらう。

また、会津地域の住民等が日常的におたねにんじんを食べるよう利用拡大を図るとともに、会津地域への観光客等におたねにんじん料理を食べてもらい、認知度向上を図ることを目的とします。

2 委託事業の概要

(1) 業務名

令和 7 年度おたねにんじん利用促進事業

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度おたねにんじん利用促進事業」業務委託仕様書（案）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 0 日（金）まで

(4) 委託費の上限額

5, 7 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 6 月 5 日（木）
質問受付	令和 7 年 6 月 5 日（木）～1 2 日（木）1 2 時まで
質問回答	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）1 7 時まで
プロポーザル参加表明書提出期限	令和 7 年 6 月 2 0 日（金）1 7 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 2 5 日（水）1 7 時まで
審査会（プレゼンテーション）の実施	令和 7 年 7 月 1 日（火）（予定）
審査結果通知・公表	令和 7 年 7 月 2 日（金）以降
業務委託予定者との協議、見積書の提出	令和 7 年 7 月上旬
契約締結	令和 7 年 7 月上旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者

を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。

- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。

- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (8) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

- (9) その他、福島県会津地方振興局との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 質問等の受付

質問する者は、**質問書(第1号様式)**を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月12日(木)12時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メールによるものとします。

件名は「令和7年度おたねにんじん利用促進事業に関する質問」とし、電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県会津地方振興局のホームページに令和7年6月16日(月)17時までに掲載します。(個別の回答は行いません。)

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和7年度おたねにんじん利用促進事業」業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年6月20日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メールによるものとします。

※ 郵送による提出は、郵便書留等により提出期限までに到着するように送付してください。

※ 持参による提出の受付期間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時までとします。

※ 電子メールによる提出は、件名を「令和7年度おたねにんじん利用促進事業」とし、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者は、「(3) 企画提案書等」に定める書類を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月25日(水)17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参（電子メール又はFAXによる提出は不可とします。）

※ 郵送による提出は、郵便書留等により提出期限までに到着するように送付してください。

※ 持参による提出の受付期間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時までとします。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び作業工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 企画提案者の概要及び国・県・地方公共団体等から受注した委託事業実績一覧（過去3年程度）（様式任意）

オ 業務実施体制書（様式任意）

カ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

キ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。）

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効と

なる場合があります。

- ア 上記4で定める参加資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 上記8で定める提出期限を過ぎて提出された提案
- ウ 上記2で定める委託費の上限額を超える提案
- エ 提出したプロポーザル参加表明書及び企画提案書が、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他本要領に違反すると認められる場合

（2）複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（3）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

（4）提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え又は再提出はできません。なお、提出書類は返却しません。

（5）費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、プロポーザル参加者の負担とします。

（6）その他

提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

（1）審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、別途設置する「プロポーザル審査委員会」はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

（2）審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和7年7月1日（火）（予定）

※詳細については、後日連絡します。

イ 開催場所

福島県会津若松合同庁舎 本館3階 地域連携室（予定）

（住所 福島県会津若松市追手町7番5号）

※詳細については、後日連絡します。

ウ プレゼンテーションの所要時間

20分間の説明と10分間の質疑を実施します。

エ 審査基準等

審査項目	評 価 の 視 点		配 点
業務遂行能力	業務体制	業務が確実かつ効果的に遂行できる業務管理体制がとられているか。	5点
	スケジュール	業務が確実かつ効果的に遂行できるスケジュールがとられているか。	10点
	業務実績	本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。	5点

企画提案・内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (実現可能性)	円滑に業務が実施できる内容になっているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	おたねにんじんの認知度向上が期待できるPR内容か。	15点
		イベント等は地元住民や観光客等の認知度向上や利用促進を期待できる内容か。	
	企画提案 (企画性②)	県内の量販店や直売所等での販売は集客を期待できる内容か。	15点
		会津地域内の宿泊施設での活用等の検討は、新たな需要喚起につながる効果が期待できる内容か。	
	企画提案 (企画性③)	学校給食でメニュー提供をする際、子どもや保護者に対し認知度向上につながる内容か	10点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	15点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点
	加点措置	パートナーシップ構築宣言を宣言しているか。	5点
合 計			105点

オ 評価方法

審査項目毎に下記の評価基準により評価点を付します。

評価点			評 価
15点満点	10点満点	5点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員毎に事業者の順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計評価点の平均が60点以上であることを条件とします。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、福島県会津地方振興局のホームページにて審査結果（業務委託予定者については事業者名、各審査委員の順位の平均及び総得点、業務委託予定者以外については事業者名を伏せた上で、各審査委員の順位の平均及び総得点）を公表します。

選定されなかった者は、その通知日の翌日から起算して2週間以内に書面により審査結果の説明を請求することができます。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとします。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりに反映されない場合があります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津地方振興局地域づくり・商工労政課（担当：植野）

電話：0242-29-5292

E-mail：aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp